

# 会議顛末書

						記 録 者	主幹 蛭原 皓貴		
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	主 係	査 長	グループ員
	/								
件 名	令和7年10月臨時庁議								
年 月 日	令和7年10月22日（水）								
時 間	午前8時45分～午前9時40分								
場 所	3階庁議室								
欠 席 者	なし								
内 容	<p>【審議事項】</p> <p>1 公共施設への再生可能エネルギー設備等導入等事業（PPA事業）について</p> <p style="padding-left: 2em;">資料に基づき生活環境課より説明</p> <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料の6ページの導入手法の比較検討について、「環境負荷の低減」や「二酸化炭素削減」などは、共通している内容なので削除してはどうか。また、公設公営方式について、「初期費用を抑えつつ」との記載があるが、他の手法と比較すると、初期費用がかかるのが公設公営方式のデメリットであり、メリットは電気料金がかからないことと言える。わかりやすく説明できるように整理していただきたい。             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 「初期費用を抑えつつ」との記載については、国の補助金を活用することで、費用を縮減する趣旨であったが、指摘を踏まえて修正する。</li> <li>→ 補助金の活用により初期費用が抑えられるものの、起債により後年度に負担が残ることになる。また、公設公営方式は維持管理費の負担も必要になる点についても記載してはどうか。</li> </ul> </li> <li>・ 公募施設が減少したことで、スケールメリットが縮小して、購入単価へ影響するようことはないか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 見送った3施設については、すべて傾斜屋根の施設であり、陸屋根と比べて、設置や安全対策等の費用が高い傾向がある。このため、費用の面では効率の低い施設が除外されているため、単価を引き上げる要因にはならない。</li> </ul> </li> <li>・ 資料の7ページの導入手法の経済性比較について、補助金活用なしの場合は蓄電池費用の記載がないのはなぜか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 補助金活用ありの場合は、蓄電池の設置義務があるため設置することとしているが、補助金活用なしの場合は、トータルコストを考えて、設置しないこととしている。</li> </ul> </li> <li>・ 国の補助金について上限額はあるのか。また、採択の状況や内示率についての情報はあるか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 上限額について確認する。他市町村の採択の状況等を確認したところ、松戸市は100%内示されているとのことであった。鎌ヶ谷市は発電量10キロ未満の小規模な施設は除外されているが、本市の計画では発電量20キロを超えているので、問題ないとする。</li> </ul> </li> <li>・ 国の補助金が採択されなかった場合はどのような対応になるのか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ PPA単価が高くなり、コストが同等以下とはならないので、取りやめとする場合もある。その場合は契約変更で対応する。</li> </ul> </li> <li>・ 全員協議会で説明する際に、事業費等の詳細な質問にも明瞭に回答できるようによく確認をお願いしたい。</li> </ul>								

《協議結果》

了承

2 救急搬送時選定療養費補助制度について

資料に基づき教育総務課、保育課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 地域クラブ活動は当該制度の対象となるか。  
⇒ 市の直轄で実施しているクラブは対象となる。
- ・ 例えば、中央図書館をこどもが利用している場合は対象となるか。  
⇒ 管理下に該当するものとして、対象と考えている。
- ・ さんさん館は、施設内全てが対象となるのか。  
⇒ 基本的には、保護者がそばにいない状況で利用される施設を対象と考えている。  
→ 市が所管している施設が対象と分かるように要綱の表現を検討していただきたい。
- ・ 市が主催したイベントであっても大人は対象とならないという理解でよいか。  
⇒ 対象としていない。
- ・ 龍ヶ崎市内では選定療養費が徴収された事例はないが、県のホームページでは、令和7年の6月から8月の間に、満18未満の879件のうち38件、4.3%が徴収されている。自宅で救急搬送を要請したものも含まれるが、今後、学校管理下等で要請したものも徴収対象になる可能性があるため、躊躇なく要請できる環境を整えることは意義があると考えます。
- ・ 登下校中の責任は保護者にあるのが原則であるが、当該制度においては補助金の対象とする考えで整理されているという理解でよいか。  
⇒ 補助対象にする考えである。

《協議結果》

了承

【その他】

特になし。

要措置事項

情報公開

公開

非公開（一部非公開を含む）とする理由

公開が可能となる時期  
（可能な範囲で記入）